

当事業者は介護保険及び健康保険の指定を受けています。

(介護事業所番号 4064490065 医療機関コード 4490065)

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 信和会
代表者氏名	蓮澤 浩明
所在地・連絡先	〒836-0872 福岡県大牟田市黄金町1丁目178 (電話) 0944-52-3012 (FAX) 0944-41-1507

2 事業所の概要

(1) 事業所名称

事業所名	訪問看護ステーション はなぞの
管理者氏名	下川 里美
所在地・連絡先	〒836-0867 福岡県大牟田市花園町64-5 (電話) 0944-52-6080 (FAX) 0944-52-1331 (携帯電話) 090-9482-7326

(

2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人 数	区 分
管理者(看護師)	1 名	常勤 (兼務)
看 護 師	2 名以上	常勤 (専任)
理学療法士	1 名以上	常勤 (兼務)
作業療法士	1 名以上	常勤 (兼務)
事 務	1 名	常勤 (兼務)

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	大牟田市 荒尾市 柳川市 大川市等
---------	-------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日及び営業時間

営 業 日	営 業 時 間
月曜日～金曜 土曜・日曜・祝祭日及び 12 月 31 日～1 月 3 日を除く日 法人が定める休日を除く日	8 : 30 ～ 17 : 00
土曜日（祝日がある週のみ）	8 : 30 ～ 12 : 30

3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等がご自宅を訪問し、在宅療養の支援を行うことで心身の機能の維持・回復を図るサービスです。介護サービスの方は主治医の指示書と共に居宅支援事業者のケアプランに基づいてサービスを提供します。

4 利用料金

(1) 利用者負担金

利用者がサービスを利用した場合の負担金額は、医療保険／介護保険それぞれを別表に記載しております。

※ 料金表については別紙参照

① その他の加算金額

- イ) 緊急時訪問看護加算（介護）・24 時間対応体制加算（医療）・複数名訪問看護加算等は利用者またはご家族の同意を得て契約いたします。
- ロ) 特別な管理を要する利用者（厚生労働大臣が定める状態にある方に限り）に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合。
- ハ) 以前からサービスを行っている利用者がご自宅で亡くなられる前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合。

(2) 交通費

大牟田市内の地域にお住まいの方は負担なし。それ以外の方は実費が必要となります。

※ 料金表については別紙参照

(3) 利用の取消や変更のキャンセル料

利用予定日の朝までに申し出がなく、当日に申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

① 訪問予定日の前日までに申し出があった場合・・・無料

② 訪問予定日の利用 2 時間前までに申し出がなかった場合・・・500 円をお支払い頂きます

(4) その他の費用

サービスの実施に必要なオムツ等の日常物品等及び水道光熱費等のご利用者の負担となります。

(5) 利用料金のお支払い方法

① ひと月ごとに計算し請求いたしますので、翌月末日までにお支払い下さい。

② お支払い方法は次のいずれかでお願いします。

イ) 直接現金払い ロ) 口座振込

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

24時間連絡体制をとり医療機関や介護サービス機関等と連携を図り継続ケアを目指し在宅での生活を支援します。

(2) 運営方針

① 利用者の個別性を尊重し可能な限り必要な量のサービスを提供するよう努めます。

② 利用者のニーズに対し総合的な支援をします。

③ 関係機関とのスムーズな連携を図ります。

◆ 情報開示について

当事業所は、ご利用者の求めに従って、利用者ご自身に関する情報（利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。遠慮なくお尋ねください。

(3) その他

事 項	内 容
訪問看護計画の作成及び事後評価	看護師が利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示及び利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。その目標や内容等を利用者又は家族に理解しやすい方法で説明し、サービス提供の目標の達成状況进行评估します。

6 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

7 訪問看護現場におけるハラスメント対策

(1) ご利用者及びご家族等の禁止行為

訪問看護者等職員に対する

身体的暴力…物を投げつける／蹴る／唾を吐く等危害を及ぼす行為

精神的暴力…大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／理不尽な要求をする等

セクシュアルハラスメント…必要もなく手や腕を触る／あからさまに性的話をする等

(2) (1) の禁止行為により、訪問看護者等職員が心身に危害が生じ、又は生じる恐れのある場合にあって、その危害の発生又は再発防止が著しく困難である場合、当該事業所（訪問看護ステーションはなぞの）との契約を解除することができる。

8 苦情等につきまして

迅速・適切な対応を心がけておりますが、万一不満や苦情がおありでしたら、遠慮なくお申し付けください。

下記電話番号、責任者宛てにご連絡をお願いします。

訪問看護ステーションはなぞの	苦情窓口責任者 : 下川 里美
----------------	-----------------

受付電話： 0944-52-6080	ご 利 用 日： 月曜日 ～ 金曜日 (土,祭日を除く) ご 利 用 時 間： 8:30 ～ 17:00
--------------------	--

なお、行政機関の相談窓口もあります。

大牟田市役所福祉課介護保険課 (電話) 0944-41-2683 (fax) 0944-41-2662

福岡県国民健康保険団体連合会相談窓口 (電話) 092-642-7859 (fax) 092-642-7856

9 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、緊急時連絡先（ご家族等）に連絡し、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ報告をします。

《医療機関》

病院名	
所在地	
主治医	
電話番号	

《緊急連絡先 家族等》

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	

10 サービスの利用に当たっての留意事項

- ① 利用者が、訪問看護師等の交代を希望する場合はできる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。
- ② 訪問看護師等は次の業務は出来ませんのでご了承ください。
イ 利用者の同居家族への訪問看護の提供
ロ 年金などの金銭の取り扱い。
- ③ 体調の変化などでサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに当事業所か担当の居宅介護支援事業所（介護の場合）までご連絡ください。
- ④ 訪問看護師等に対し贈り物・飲食物の提供はお断りします。

(令和5年9月改訂)